## 非上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規程

### 新旧対照表

#### 改正後

### 改正前

第1条 (省略)

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非 課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の 14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出 書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知 書が添付されたものを除きます。)に必要事項を 記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するも のとします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金 融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該 非課税口座に特定累積投資勘定(この契約に基 づき、非課税口座での取引において振替口座簿 へ記載または記録がされる上場株式等につい て、当該振替口座簿への記載または記録を他の 取引に関する記録と区分して行うための勘定 で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づ き、2024年以後の各年に非課税口座に設けられ るものをいいます。以下同じ。) ならびに特定非 課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座 での取引において振替口座簿へ記載または記録 がされる上場株式等について、当該振替口座簿 への記載または記録を他の取引に関する記録と 区分して行うための勘定で、法第37条の14第 5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年 に非課税口座に設けられるものをいいます。以 下同じ。)が設けられている場合において、当該 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が 設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組 合に非課税口座を開設しようとする場合には、 当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃 止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定 するものをいいます。以下同じ。)を添付して、 当該口座を開設しようとする年の前年10月1日 から開設しようとする年の9月30日までに提出 するものとします。

2 の 2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃

第1条 (同左)

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非 課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の 14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出 書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知 書が添付されたものを除きます。)に必要事項を 記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するも のとします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金 融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該 非課税口座に特定累積投資勘定(この契約に基 づき、非課税口座での取引において振替口座簿 へ記載または記録がされる上場株式等につい て、当該振替口座簿への記載または記録を他の 取引に関する記録と区分して行うための勘定 で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づ き、2024年以後の各年に非課税口座に設けられ るものをいいます。以下同じ。) ならびに特定非 課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座 での取引において振替口座簿へ記載または記録 がされる上場株式等について、当該振替口座簿 への記載または記録を他の取引に関する記録と 区分して行うための勘定で、法第37条の14第 5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年 に非課税口座に設けられるものをいいます。以 下同じ。)が設けられている場合において、当該 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が 設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組 合に非課税口座を開設しようとする場合には、 当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃 止通知書(法第37条の14第5項第9号に規定 するものをいいます。以下同じ。)を添付して、 当該口座を開設しようとする年の前年10月1日 から開設しようとする年の9月30日までに提出 するものとします。

2 の 2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃

止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に 提出してください。

3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

5~11(省略)

第2条の2 (省略)

第3条~第14条(省略)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

2 非課税口座を開設している当組合の本支店 の変更(移管)があったときは、施行令第25条 の13の2 止通知書および当組合所定の依頼書を当組合に 提出してください。

3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にするに上場株式等の受入れをしているときは、当該書類を受理することができません。

4 前四項の際、お客様には住民票の写し、健康 保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証 その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年 月日、住所および個人番号(行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律第2条第5項に規定する個人番号をい います。以下同じ。)(お客様が租税特別措置法 施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条 の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、 生年月日および住所。)を告知し、法その他の法 令で定める本人確認を受けていただきます。

5~11 (同左)

第2条の2 (同左)

第3条~第14条(同左)

第15条 (届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

2 非課税口座を開設している当組合の本支店 の変更(移管)があったときは、施行令第25条 の13の2 第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管 依頼書を当組合に提出するものとします。

3 出国により国内に住所および居所を有しな いこととなった場合は、法第37条の14第22項 第1号または第2号に規定する場合に応じ、当 該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」 または「出国届出書」を提出するものとします。 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令 第25条の13の5の規定により、「非課税口座開 設者死亡届出書」を提出するものとします。 第 16 条~第 17 条(省略)

附則

(省略)

この規程の変更は、令和7年12月2日から施 行する。

第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管 依頼書を当組合に提出するものとします。

3 出国により国内に住所および居所を有しな いこととなった場合は、法第37条の14第22項 第1号または第2号に規定する場合に応じ、当 該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」 または「出国届出書」を提出するものとします。 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令 第25条の13の5の規定により、「非課税口座開 設者死亡届出書」を提出するものとします。

第 16 条~第 17 条 (同左)

附則 (同左)

(追加)

# JAバンク投信ネットサービス利用規程

# 新旧석昭美

利口为黑衣	
改正後	改正前
第1条~第26条 (省略)	第1条~第26条 (同左)
第 27 条(免責事項)	第 27 条(免責事項)
当組合は、次の場合に生じた損害について	当組合は、次の場合に生じた損害について
は、その責めを負いません。	は、その責めを負いません。
(1) ~ (4) (省略)	(1) ~ (4) (同左)
(5) お客様が本サービスの正規の操作手順を <mark>経</mark>	(5) お客様が本サービスの正規の操作手順を <mark>経</mark>
<u>ずに</u> 所定の手続きを行った場合。	<u>て</u> 所定の手続きを行った場合。
( <del>6) ~</del> (7) (省略)	$(\overline{6}) \sim (7) (同左)$
第 28 条~第 29 条(省略)	第 28 条~第 29 条(同左)
附則	附則
(省略)	(同左)
この規程は、令和7年12月2日から実施する。	(追加)